

平成 3 0 年 度 食 品 安 全 委 員 会 運 営 計 画 の 実 施 状 況 の 中 間 報 告 に つ い て

## 目次

第1 平成30年度における委員会の運営の重点事項 . . . . . 1	第7 緊急の事態への対処 . . . . . 12
(1) 事業運営方針	1 緊急事態への対処
(2) 重点事項	2 緊急事態への対処体制の整備
第2 委員会の運営全般 . . . . . 3	3 緊急時対応訓練の実施
(1) 委員会会合の開催	第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用 . . . . . 13
(2) 企画等専門調査会の開催	第9 国際協調の推進 . . . . . 14
(3) 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催	(1) 国際会議等への委員及び事務局職員の派遣
(4) 委員会と専門調査会の連携の確保	(2) 海外の研究者等の招へい
(5) リスク管理機関との連携の確保	(3) 海外の食品安全機関等との連携強化
(6) 事務局体制の整備	(4) 海外への情報発信
第3 食品健康影響評価の実施 . . . . . 5	(参考資料)
1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施	参考1 平成31年度予算概算要求及び機構・定員要求の概要について . 1
2 評価ガイドライン等の策定	参考2 食品健康影響評価の審議状況 . . . . . 3
3 「自ら評価」を行う案件の定期的な点検・検討及び実施	参考3 食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の状況 . . 4
第4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視 . . 7	参考4 情報発信、意見交換会等の現状 . . . . . 11
1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査	参考5 平成30年度食品安全委員会緊急時対応訓練の骨子 . . . . . 20
2 食品安全モニターからの報告	(別紙)
第5 食品の安全性の確保に関する調査・研究事業の推進 . . . . . 7	平成30年度食品安全委員会運営計画別紙
1 食品健康影響評価技術研究の推進	
2 食品の安全性の確保に関する調査の推進	
3 研究・調査事業の「プログラム評価」に向けた追跡評価の実施	
第6 リスクコミュニケーションの促進 . . . . . 9	
1 様々な手段を通じた情報の発信	
2 「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発	
3 関係機関・団体との連携体制の構築	

平成30年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について

記 載 事 項	11/12までに実施した事項	今後の予定
<p>第1 平成30年度における委員会の運営の重点事項</p> <p>(1) 事業運営方針            食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、引き続き、食品安全基本法（平成15年法律第48号）に定める基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」（平成24年6月29日閣議決定）に基づき、国民の健康の保護を最優先に、委員会の所掌事務を円滑かつ着実に実施するとともに、委員会の業務改善を進めていく。</p> <hr/> <p>(2) 重点事項            ① 食品健康影響評価の着実な実施            食品用器具・容器包装ポジティブリスト制度の導入等を含む食品衛生法の改正等の動向を踏まえつつ、効率的な情報収集、計画的な調査審議、より迅速かつ信頼性の高い新たな評価方法の検討及び活用並びに事務局体制の強化により、食品健康影響評価を着実に実施する。また、海外でも導入が進められている（定量的）構造活性相関（(Q)SAR）について「新たな時代に対応した評価技術の検討～化学物質の毒性評価のための(Q)SAR及びRead acrossの利用～」（平成29年6月30日評価技術企画ワーキンググループ決定）に基づきリスク評価への活用を検討するとともに、ベンチマークドーズ法等について引き続き海外の評価機関等の動向を踏まえつつリスク評価への活用方策の検討を進める。</p>	<p>○ 概ね左記「事業運営方針」に則り、食品安全委員会（以下「委員会」という。）の運営を行った。</p> <p>○ 食品用器具・容器包装ポジティブリスト制度の導入に係る今後の評価の対応に資するため、リスク管理機関との協議や情報収集を行い、評価方法の検討等を行った。</p> <p>○ 電子ジャーナル及び文献複写サービスの有効活用、リスク管理機関との連携等により、効率的な情報収集を行った。</p> <p>○ 委員会決定等に基づき、委員会を29回、専門調査会等を72回開催し、71案件の評価依頼を受け、92案件の評価を終了する等、計画的な調査審議を行った。（第3の1（1）～（3）参照）</p> <p>○ より迅速かつ的確なリスク評価を行うため、必要な予算及び機構・定員を要求した。（第2の（6）参照）</p> <p>○ 事務局内で(Q)SAR等を実施できる環境を整備するとともに、平成30年度食品健康影響評価技術研究事業等によりリスク評価への活用に向けた検討を進めた。</p> <p>○ 評価技術企画ワーキンググループでは、食品健康影響評価におけるベンチマークドーズ法の更なる活用に向けた調査審議を行うとともに、同法を活用する上での技術的課題について整理、議論した経過を「新たな時代に対応した評価技術の検討～BMD法の更なる活用に向けて～」として取りまとめ、公表した（7月）。（第3の2参照）</p>	<p>○ 引き続き、「事業運営方針」に則り委員会の運営を行う。</p> <p>○ 引き続き、計画的な調査審議を行う。</p> <p>○ 引き続き、効率的な情報収集を行う。</p> <p>○ 引き続き、計画的な調査審議を行う。</p> <p>○ 予算及び機構・定員要求の査定結果を踏まえ、所要の措置を講ずる。</p> <p>○ 引き続き、(Q)SAR等のリスク評価への活用に向けた検討を行う。</p> <p>○ 引き続き、ベンチマークドーズ法の活用に関する指針作成に向けた調査審議を行う。</p>

<p>② リスクコミュニケーションの戦略的な実施</p> <p>食品健康影響評価等の科学的知見に基づく食品の安全性に関する国民の一層の理解の促進のため、「食品の安全性に関するリスクコミュニケーションのあり方について」（平成27年5月28日企画等専門調査会取りまとめ）等を踏まえ、今後は、国民の関心の高い事項への重点化を図るとともに、最新の情報発信媒体を活用した効果的かつ効率的な情報発信、マスメディア、消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との連携強化など、戦略的にリスクコミュニケーションを実施する。</p>	<p>○ ①リスクアナリシス及び食品安全の基本的な考え方、②カンピロバクター食中毒、を重点テーマとして実施した（※）。また、一般消費者への波及効果を期待し、栄養教諭、家庭科教諭等の学校教育関係者を重点対象としてリスクコミュニケーションを進めた。</p> <p>※① リスクアナリシス、食品安全の基本的な考え方…デルファイ法により、消費者の理解が必ずしも十分ではなく、また、専門家に重要であるとされたもの。</p> <p>② カンピロバクター食中毒…カンピロバクター食中毒が減っていないことから、委員会では、2018年5月、最新の知見をまとめ、「食品健康影響評価のためのリスクプロファイル（鶏肉等における<i>Campylobacter jejuni/coli</i>」を更新した。正しい知識と情報を提供することで、カンピロバクター食中毒の発生件数の減少を企図するもの。</p> <p>（以上について詳細は、第6を参照）</p>	<p>○ 引き続き、戦略的にリスクコミュニケーションを実施する。</p> <p>○ 11月に、食品関係事業者や研究者を対象とし、カンピロバクターのリスクプロファイルをテーマに、「精講：食品健康影響評価」を大阪及び東京で開催する。</p>
<p>③ 研究・調査事業の活用</p> <p>食品健康影響評価を的確に実施するために、「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」（平成22年12月16日委員会決定（平成27年3月31日改正）。以下「ロードマップ」という。）等を踏まえ、研究・調査を計画的・戦略的に実施し、評価方法の企画・立案等にその成果を迅速かつ効果的に活用する。また、透明性を確保するため、事業実施の各段階において外部有識者によるレビューを行う。</p>	<p>○ 平成31年度に委員会が優先的に実施すべき研究・調査課題を具体的に示した「食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題（平成31年度）」（以下「優先実施課題」という。）に基づき、研究課題について公募を行った（9月）。</p> <p>○ 外部有識者による3部会制の評価実施体制（事前・中間評価部会、事後評価部会及びプログラム評価部会）により、リスク評価に資する研究・調査事業を推進した。</p> <p>（以上について詳細は、第5の1（1）及び（2）並びに2（1）を参照）</p>	<p>○ 事前・中間評価部会を開催し（12月～）、平成31年度に実施する研究及び調査課題を選定する。</p> <p>○ 平成31年1月に第3回プログラム評価部会を開催し、プログラム評価の方針を議論する。</p>
<p>④ 海外への情報発信、国際会議等への参画及び関係機関との連携強化</p> <p>委員会の活動が海外でも認められ、かつ、委員会の機能強化に資するよう、海外への情報発信を積極的に実施する。また、リスク評価に関する国際的な議論に貢献するとともに、必要な情報を収集するため、国際会議等に委員、専門委員及び事務局職員を派遣する。さらに、平成29年度以前に協力文書を締結した機関との定期的な会合等、海外の関係機関との意見交換・情報交換を積極的に行い、連携を更に強化するとともに、新たな協力文書の締結について協議を行う。</p>	<p>○ 海外への情報発信については、評価書等の英訳及び委員会ホームページ（以下「ホームページ」という。）への掲載、委員会英文ジャーナル「Food Safety – The Official Journal of Food Safety Commission」（以下「ジャーナル」という。）の発行など、様々な手段を用いて、積極的に取り組んだ。（第9の（4）参照）</p> <p>○ 積極的に、各関係機関との連携を実施した。（第9の（3）参照）</p>	<p>○ 11月14日に国際ワークショップ「ヒト健康影響評価の精緻化に向けた評価技術の開発」を開催する。（第9の（2）参照）</p>
<p>⑤ 緊急時対応の強化</p> <p>関係府省と連携しつつ、不断に緊急時対応の強化を図る。</p>	<p>○ 平成30年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画（平成30年2月6日委員会決定。以下「訓練計画」という。）に基づき緊急時対応訓練の実務研修を実施すること等により、緊急時対応体制の強化を図った。（第7の3参照）</p>	<p>○ 消費者庁の総合調整の下、関係省庁と合同で緊急時対応の確認訓練を実施する。</p>

第2 委員会の運営全般

(1) 委員会会合の開催

原則として、毎週1回、委員会の委員長が委員会に諮って定める日に、公開で委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。

- 火曜日14時を定例とし、平成30年度食品安全委員会運営計画（以下「運営計画」という。）に基づき、原則として毎週1回、29回開催した。なお、臨時会合の開催実績はなかった。
- 広く開かれた委員会会合に努め、一般の傍聴だけでなく、公衆衛生を学ぶ大学生及び大学院生、厚生労働省のインターンシップ生等による傍聴があった。

○ 引き続き、運営計画に基づき開催する。

(2) 企画等専門調査会の開催

平成30年度の企画等専門調査会については、別紙1のスケジュールで開催する。

- 第24回会合（5月30日）
  - ・「平成29年度食品安全委員会運営状況報告書（案）」について事務局の説明を受け、審議の結果、一部修正の上、委員会会合で報告することとなった（その後、第704回委員会会合（7月10日）において決定された。）。
  - ・「平成30年度食品安全委員会緊急時対応訓練の骨子」に基づき平成30年度の緊急時対応訓練の内容等について事務局の説明を受けた。
  - ・「いわゆる『自ら評価』の改善について（事務局たたき台）」等に基づき事務局から説明があり、審議の結果、平成30年度の「自ら評価」案件の募集を進めることが了承された。

- 平成31年2月4日に第26回会合を開催し、次の事項について審議する。
  - ・平成31年度食品安全委員会運営計画（案）について
  - ・平成30年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価案件の選定について
  - ・平成30年度食品安全委員会緊急時対応訓練結果及び平成31年度緊急時対応訓練計画（案）について

(3) 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

必要に応じ、以下に掲げる方策を活用しつつ、専門調査会を開催する。

既存の専門調査会での審議が困難な課題や複数の専門調査会に審議内容がまたがる課題について、効率的な調査審議を実施するため、以下の取組を行う。

- 食品健康影響評価に関する専門調査会等を、以下のとおり開催した。（単位：回）

専門調査会等名	開催実績
添加物専門調査会	4
農薬専門調査会	24
動物用医薬品専門調査会	7
器具・容器包装専門調査会	4
微生物・ウイルス専門調査会	2
プリオン専門調査会	5
かび毒・自然毒等専門調査会	3
遺伝子組換え食品等専門調査会	6
新開発食品専門調査会	2
肥料・飼料等専門調査会	6
薬剤耐性菌に関するWG	4
評価技術企画WG	2
六価クロムWG	2
アレルギーを含む食品に関するWG	1

- 引き続き、運営計画に基づき専門調査会等を開催する。

	計	72	
<p>① 原則として、委員会の下に専門調査会と同等の位置づけとするワーキンググループを設置</p> <p>② 専門調査会の下に部会を設置</p> <p>③ 専門調査会に他の専門調査会の専門委員を招いて調査審議</p> <p>④ 関係する専門調査会を合同で開催</p>	<p>(注) 開催回数には部会・幹事会の開催回数も含まれる。</p> <p>○ 新たに設定したワーキンググループはなかった。</p> <p>○ 添加物専門調査会において、遺伝子組換え食品等専門調査会の専門委員3名が参加して「Escherichia coli K-12 W3110(pWKLP)株を用いて生産されたプシコースエピメラゼ」について調査審議を行った。(11月)</p> <p>○ 合同で開催した案件はなかった。</p>		<p>○ 引き続き、必要に応じて、専門調査会等に他の専門調査会等の専門委員を招いて調査審議を行う。</p>
<p>(4) 委員会と専門調査会の連携の確保</p> <p>専門調査会における円滑な調査審議を図るため、原則としてすべての専門調査会に委員会委員が出席し、必要に応じて、情報提供を行うとともに、助言を行う。</p>	<p>○ 専門調査会等における円滑な調査審議を図るため、すべての専門調査会等に委員会委員(以下単に「委員」という。)が出席し、情報提供を行うとともに、必要に応じて助言を行った。</p> <p>○ 評価技術企画ワーキンググループにおいては、常勤委員が出席し、複数の専門調査会等に関連する評価技術であるベンチマークドーズ法について調査審議を行った。</p>		<p>○ 引き続き、専門調査会等における円滑な調査審議を図るため、委員が専門調査会等へ出席し、必要に応じて助言を行う。</p>
<p>(5) リスク管理機関との連携の確保</p> <p>食品の安全性の確保に関する施策の整合的な実施等の観点から、関係府省連絡会議等を通じ、リスク管理機関との連携を確保する。</p>	<p>○ 食品安全基本法に基づき、リスク管理機関である関係府省間の密接な連携の下、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進するため、関係府省連絡会議が9月に開催されたほか、同会議幹事会が原則として毎週1回開催され、関係府省との連携が図られた。</p> <p>○ 食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する事務の調整を行うため、関係府省のリスクコミュニケーション担当者連絡会議が原則として隔週で開催された。</p> <p>○ 食品の安全性の確保に関する情報の収集・分析・活用に関する方策及び緊急時における関係府省の円滑な対応について検討するため、食品リスク情報関係府省担当者会議が平成30年4月から11月まで毎月1回開催された。</p>		<p>○ 引き続き、関係府省連絡会議幹事会に対応する。</p> <p>○ 引き続き、リスクコミュニケーション担当者連絡会議に対応する。</p> <p>○ 引き続き、食品リスク情報関係府省担当者会議に対応する。</p>
<p>(6) 事務局体制の整備</p> <p>評価体制等の充実を図るため、必要な予算及び機構・定員を確保する。</p>	<p>○ より迅速かつ的確なリスク評価を行うため、農薬再評価制度や食品用器具・容器包装ポジティブリスト制度の導入等に必要な予算及び機構・定員を要求した。(参考1)</p>		<p>○ 予算及び機構・定員要求の査定結果を踏まえ、所要の措置を講ずる。</p>

<p>第3 食品健康影響評価の実施</p> <p>1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施</p> <p>(1) リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件について</p> <p>評価要請の内容に鑑み、食品健康影響評価に必要な追加情報を求めた場合その他特段の事由がある場合を除き、早期に食品健康影響評価が終了するよう、計画的・効率的な調査審議を行う。</p>	<p>○ 早期に食品健康影響評価を終了できるよう、計画的な調査審議を行った。(参考2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでのリスク評価対象案件数 2918案件(うち今年度に評価依頼があった案件 71案件)</li> <li>・これまでに評価が終了した案件数(「自ら評価」案件を含む) 2610案件(うち今年度に評価が終了した案件 92案件)</li> </ul>	<p>○ 引き続き、計画的な調査審議を行う。</p>
<p>(2) 企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価について</p> <p>「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について(平成21年7月16日委員会決定)」に基づき、標準処理期間(追加資料の提出に要する期間を除き1年間)内に評価結果を通知できるよう、計画的な調査審議を行う。</p>	<p>○ 該当品目については、処理期間を管理しつつ、計画的な調査審議を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度に評価依頼があった案件数 62件</li> <li>・今年度に評価が終了した案件数 67件(うち期間内に処理した件数 67件)</li> </ul>	<p>○ 引き続き、標準処理期間内に評価が終了できるよう、計画的に調査審議を行う。</p>
<p>(3) いわゆるポジティブリスト対象品目の食品健康影響評価について</p> <p>「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」(平成18年6月29日委員会決定)に基づき、計画的な調査審議を行う。</p>	<p>○ いわゆるポジティブリスト対象品目について、計画的な調査審議を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度に評価依頼があった案件数 6件</li> <li>・今年度に評価が終了した案件数 14件</li> </ul>	<p>○ 引き続き、計画的な調査審議を行う。</p>
<p>2 評価ガイドライン等の策定</p> <p>食品健康影響評価の内容について、案件ごとの整合性を確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資するため、必要に応じ、評価ガイドライン(評価指針、評価の考え方等)の策定等を進める。また、これまで作成した評価書を迅速に参照できる仕組みを委員会事務局に導入し、評価書案の作成の効率化に資する。</p> <p>平成30年度においては、アレルゲンを含む食品について、研究事業で作成した評価ガイドラインのたたき台を基に、アレルゲンを含む食品に関するワーキンググループにおいて評価ガイドラインの検討を進める。また、動物用医薬品及び飼料添加物の評価ガイドラインについては、専門調査会において議論を進める。</p>	<p>○ アレルゲンを含む食品に関するワーキンググループにおいて、食品安全確保総合調査で収集・整理した科学的知見を活用し、審議を開始しているところ。</p> <p>○ 動物用医薬品について、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資することを目的に、動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会での調査審議を経て、「動物用医薬品に関する食品健康影響評価指針」を策定した(4月)。その後、内分泌活性を有する動物用医薬品の食品健康影響評価の考え方について追記する改訂を行った(9月)。</p> <p>○ 飼料添加物について、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資することを目的に、肥料・飼料等専門調査会での調査審議を経て、「飼料添加物に関する食品健康影響評価指針」を策定した(9月)。</p>	<p>○ 引き続き、ワーキンググループにおいて調査審議を進める。</p>

<p>さらに、農薬の評価に係る評価ガイドラインの策定について検討を進めるとともに、ベンチマークドーズ法や食中毒原因微生物の定量評価に資する技術等について、リスク評価への活用方策の検討を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農薬の評価に係る評価ガイドラインの策定について、農薬専門調査会において審議を行った。</li> <li>○ 評価技術企画ワーキンググループで、食品健康影響評価におけるベンチマークドーズ法の更なる活用に向け、同法の活用に関する指針作成に向けた検討を行い、その第一段階として、技術的課題について整理し、その議論の経過を「新たな時代に対応した評価技術の検討～BMD法の更なる活用に向けて～」として取りまとめた（7月）。</li> <li>○ 食品用器具及び容器包装に関する食品健康影響評価指針の策定について、器具・容器包装専門調査会において審議を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、農薬専門調査会において審議を行う。</li> <li>○ 引き続き、ベンチマークドーズ法の活用に関する指針作成に向けた調査審議を行う。</li> <li>○ 引き続き、器具・容器包装専門調査会において審議を行う。</li> </ul>
<p>3 「自ら評価」を行う案件の定期的な点検・検討及び実施  (1) 「自ら評価」案件の選定  平成30年度における「自ら評価」案件の選定については、「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項」（平成16年5月27日委員会決定）及び「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」（平成16年6月17日委員会決定）を踏まえ、別紙2に掲げるスケジュールで実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 別紙2に掲げるスケジュールを踏まえ、8月1日から31日まで「自ら評価」案件の外部募集（パブリックコメント）を実施し、提案があった案件候補等について、情報の収集や整理を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 企画等専門調査会において案件選定を進める。</li> </ul>
<p>(2) 「自ら評価」の実施  平成29年度までに選定された「自ら評価」案件であって、次に掲げるものについては、それぞれ以下のとおり実施する。</p> <p>① 「食品（器具・容器包装を含む）中の鉛の食品健康影響評価」（平成19年度決定）  調査事業等で収集された科学的知見を精査した上で、調査審議を行う。</p> <p>② 「アレルギー物質を含む食品」（平成27年度決定）  研究事業で作成した評価ガイドラインのたたき台を基に、アレルギーを含む食品に関するワーキンググループにおいて評価ガイドラインの検討を進める。また、調査事業で収集・整理した科学的知見を活用し、卵及び乳に関する調査審議を開始する。さらに、麦類及びそば類に関する科学的知見を収集する調査事業を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成27年度の調査事業等で収集した新たな知見・情報を基に、現在、事務局において調査審議に向けた準備を行っているところ。</li> <li>○ アレルゲンを含む食品に関するワーキンググループにおいて、食品安全確保総合調査で収集・整理した科学的知見を活用し、審議を開始しているところ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 準備が整い次第、新たにワーキンググループを設置し、鉛についての調査審議を開始する。</li> <li>○ 引き続き、ワーキンググループにおいて調査審議を進める。</li> </ul>

<p>(3)「自ら評価」の結果の情報発信等 平成30年度内に「自ら評価」案件の評価が終了した場合は、その評価結果に関して、意見交換会の開催やFacebookでの発信等により丁寧に情報提供を行う。平成29年度の自ら評価案件選定の過程で決定された事項（情報収集等）について、その決定に基づき、ホームページ、Facebook等で情報提供を行う。</p>	<p>○ 平成29年度の「自ら評価」案件として「積極的に情報収集、情報提供を行う」とされたウエルシュ菌について、国内外での発生事例等の情報の収集を行い、ファクトシートを最新の内容に更新し、ホームページで情報提供を行うとともに、Facebookで情報提供を行った（5回）。</p>	
<p>第4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視</p> <p>1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関に対し、平成30年10月を目途に調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ、勧告、意見の申出を行う。</p>	<p>○ リスク管理機関に対し、リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査（第23回）を開始した（11月）。</p>	<p>○ 調査結果を、年度内に委員会に報告する。</p>
<p>2 食品安全モニターからの報告 食品安全モニターから、随時、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況等についての報告を求め。その結果については、必要であればリスク管理機関に対する勧告、意見の申出の参考とする。 また、食品の安全に関する意識等を把握するためのアンケートの調査を平成31年1月を目途に実施する。</p>		<p>○ 平成29年4月から平成30年3月までに食品安全モニターから提案・報告された内容について、委員会会合においてその概要を報告する（11月13日）。</p> <p>○ 平成31年1月を目途に、食品安全モニターに対し、アンケート調査を実施する。</p>
<p>第5 食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進</p> <p>1 食品健康影響評価技術研究の推進 (1) 食品健康影響評価技術研究課題の選定 平成31年度における食品健康影響評価技術研究課題については、食品健康影響評価を的確に実施するため、ロードマップを踏まえ、「危害要因・ばく露実態の評価に必要な科学的知見の集積」、「健康影響発現メカニズムの解明」及び「新たなリスク評価方法等の確立」に焦点を当てて定める優先実施課題について、別紙3に掲げるスケジュールで公募・審査を行い、食品健康影響評価等の実施のために真に必要な性の高いものを選定する。公募の際には、大学等の関係研究機関に所属する研究者に向けて幅広く周知するとともに、課題の選定等に関する議事</p>	<p>○ 第2回研究・調査企画会議事前・中間評価部会（8月27日）において、優先実施課題（案）を具体的に取りまとめ、第710回委員会会合（9月4日）において決定された優先実施課題に基づき、研究課題の公募を開始した（9月）。</p> <p>○ 公募の際には、大学等の関係研究機関に所属する研究者が幅広く参画できるようプレスリリースを行うとともに、関係分野の研究者や関係試験研究機関に対し、公募内容を周知した（9月）。</p>	<p>○ 平成31年度研究課題については、公募終了後、書類審査及びヒアリング審査を実施し、平成31年2月に開催予定の研究・調査企画会議事前・中間評価部会で選定後、委員会に報告し、決定する。</p>

<p>の概要を公表して透明性を確保する。</p>		
<p>(2) 平成29年度に終了した研究課題の事後評価の実施  平成29年度に終了した研究課題について、別紙4に掲げるスケジュールで事後評価を実施するとともに、研究成果発表会の開催、ホームページでの研究成果報告書の公表を行う。</p>	<p>○ 平成29年度に終了した8研究課題について、第1回研究・調査企画会議事後評価部会（7月30日）及び第2回同部会（8月27日）において事後評価を実施し、第715回委員会会合（10月9日）において評価結果を報告した。評価結果については各研究課題の主任研究者へ通知するとともに、ホームページに公表した。（参考3-1）</p> <p>○ これら8研究課題の研究成果報告書について、ホームページで公表した。</p>	<p>○ 平成29年度に終了した研究課題の成果報告の英文概要について、主任研究者との調整が整い次第、ホームページにおいて公表する。</p> <p>○ 平成29年度に終了した8課題のうち3課題について、「平成30年度食品健康影響評価技術研究成果発表会」（11月19日）を公開で開催する。  また、他の研究成果についても、審議等が終了している場合を除き、専門調査会等の開催時に報告を行う。</p> <p>○ 引き続き、研究成果についてジャーナルへの投稿を促す。</p>
<p>(3) 平成30年度に実施する研究課題の中間評価の実施  平成30年度に実施する研究課題については、別紙4に掲げるスケジュールで中間評価を実施し、必要に応じ主任研究者へ研究計画の見直し等の指導を行う。</p>	<p>○ 平成30年度採択課題（8課題）（参考3-2）の各主任研究者から提出された10月末現在の研究の進捗状況について、中間報告書を取りまとめた。</p>	<p>○ 平成31年度に継続実施予定の課題について、平成31年1月に開催予定の研究・調査企画会議事前・中間評価部会において中間評価を実施し、評価結果を取りまとめた後、同年3月の委員会において継続の可否を決定する予定。</p>
<p>(4) 実地指導  研究費の適正な執行を確保するため、主として新規採択課題の経理事務担当者に対し、平成30年10月に実地指導を行う。</p>	<p>○ 10月15日から、新規採択課題（4課題）の受託機関（7機関）の経理事務担当者に対し、実地指導を行った。</p>	<p>○ 引き続き、平成30年度末の研究費の最終実績報告に向けて、受託者に対して適宜研究費の適正な執行を指導する。</p>
<p>(5) 関係府省との連携  競争的資金に関する関係府省連絡会担当者会議に出席し、競争的資金の取扱い等に関して意見交換を行い、必要に応じ、研究に関する規程を見直すとともに、研究を効率的に実施するため、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」（食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省相互の連携・政策調整の強化について（平成17年1月31日関係府省申合せ））を新規採択課題決定前などに適宜開催し、関係府</p>	<p>○ 優先実施課題を取りまとめるに当たり、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」担当者と情報交換するとともに、優先実施課題の決定及び平成31年度の研究課題の公募開始について、厚生労働省、農林水産省及び消費者庁に、情報提供を行った。</p>	<p>○ 平成31年度新規採択課題の決定前に「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」により開催、関係府省との情報共有を行う。</p>

<p>省との連携・政策調整を強化する。</p>		
<p>2 食品の安全性の確保に関する調査の推進  (1) 食品安全確保総合調査対象課題の選定  平成31年度における食品安全確保総合調査対象課題については、ロードマップを踏まえ、「危害要因・ばく露実態の評価に必要な科学的知見の集積」、「健康影響発現メカニズムの解明」及び「新たなリスク評価方法等の確立」に焦点を当てて定める優先実施課題に基づき、別紙5に掲げるスケジュールで、食品健康影響評価等の実施のために真に必要な性の高いものを選定する。入札公告の際には、大学等の関係研究機関も含め幅広く周知する。</p>	<p>○ 第2回研究・調査企画会議事前・中間評価部会（8月27日）において、優先実施課題（案）を取りまとめ、第710回委員会会合（9月4日）において、平成31年度に実施すべき調査課題を決定した。</p>	<p>○ 平成31年2月に開催予定の研究・調査企画会議事前・中間評価部会において、調査課題を選定し、同年3月の委員会会合に報告し、決定された後、入札公告を行う。</p>
<p>(2) 食品安全確保総合調査対象課題に係る情報の公開  選定した調査の対象課題については、実施計画をホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でないと判断される場合を除き、食品安全総合情報システムにより公開する。</p>	<p>○ 選定した調査の対象課題（6課題）について、実施計画をホームページに公開し、その内容を随時更新した。なお、4課題については総合評価方式による一般競争入札を行い、調査請負先を決定し、現在調査を実施している。1課題については、一般競争入札公告を行った。残りの1課題については、一般競争入札公告期間中に提案がなかったことから、調査を実施しないこととした。（参考3-3）</p>	<p>○ 調査終了後、調査報告書を食品安全総合情報システム（ホームページ）において公開する。</p>
<p>3 研究・調査事業の「プログラム評価」に向けた追跡評価の実施  平成30年度においては、平成31年のプログラム評価及び新ロードマップの策定に向けて、研究事業及び調査事業の意義、運営方針の妥当性及び成果への活用状況等に着眼した追跡評価を行う。</p>		<p>○ 平成31年1月にプログラム評価部会を開催し、プログラム評価の方針を議論する。</p>
<p>第6 リスクコミュニケーションの促進  「食品の安全に関するリスクコミュニケーションのあり方について」（平成27年5月28日企画等専門調査会取りまとめ）等を踏まえ、戦略的にリスクコミュニケーションを実施する。</p> <p>1 様々な手段を通じた情報の発信  食品健康影響評価その他の食品の安全性について、迅速に最新の情報を、媒体の特性を踏まえて発信する。</p> <p>(1) ホームページ  食品健康影響評価の結果、食品の安全に関する最新の</p>	<p>（第6について詳細は、参考4を参照）</p> <p>○ 食品健康影響評価等について、ホームページで情報提供を行った。特に、キッズボックス</p>	<p>○ 引き続き、情報の充実に努める。</p>

情報や委員会、専門調査会、意見交換会の開催状況等について情報提供を行う。

特に、委員会の活動を理解していただくため、各専門調査会等を紹介したページを設けるとともに、学校教育関係者や小さな子どもを持つ親に人気の高いキッズボックスについて、掲載頻度を増やす。

また、ホームページをより見やすくするため、過去の情報の整理等を行う。

#### (2) Facebook

「食品安全委員会公式Facebook（フェイスブック）運営規則」（平成29年5月委員会事務局長決定）の投稿指針等を踏まえ、機動的対応が必要な健康被害案件の発信のほか、季節性のある注意喚起や食品の安全に関する科学的な知識の普及等、各種記事の適時・適切な発信を行う。

また、必要に応じて記事を英訳し、発信を行う。

#### (3) メールマガジン

委員会や専門調査会、意見交換会の開催状況等委員会の活動状況を簡潔に「Weekly版」として発信するとともに、実生活に役立つ食品の安全に関する情報を分かりやすく解説した情報等を「読物版」として発信する。

#### (4) ブログ

メールマガジン「読物版」で配信した内容を始め、食品の安全に関する情報提供を行う。

#### (5) 冊子等の紙媒体

委員会運営状況報告書に基づき、委員会の1年間の取組をわかりやすく冊子に取りまとめ、広く国民に情報提供を行う。

また、パンフレット「食品安全委員会」の日本語版及び英語版を改訂し、意見交換会や関係者との交流等において配布する。

さらに、子どもと一緒に読めるように、キッズボックスの記事をリーフレットや冊子等の印刷物とし、ニーズのある学校教育関係者、地方公共団体、図書館等に配布する。

について、7月以降、毎月掲載した。また、サイトマップ等の整理や約4千ページの過去の情報の整理を行った。

○ 健康に被害が生じるおそれがある危害に関する情報やリスクコミュニケーションに関する情報等について、Facebookで情報の発信を行った。

○ メールマガジン（Weekly版及び読物版）による情報提供を実施した。

○ メールマガジン「読物版」の内容や健康に影響を及ぼすおそれのある危害に関する情報等の情報発信をした。

○ 年誌「食品安全」について、10月にウェブサイトに掲載した。

○ 引き続き、機動的な情報発信に努める。

○ 引き続き、情報発信に努める。

○ 引き続き、機動的な情報発信に努める。

○ 引き続き、情報発信に努める。  
パンフレット「食品安全委員会」の日本語版及び英語版については、年度内に改訂を行う。

<p>(6) YouTube</p> <p>食品の安全に関する科学的な知識の普及啓発を目的とした講座である「精講：食品健康影響評価」及び「みんなのための食品安全勉強会」の開催動画を掲載するとともに、動画で発信するとより理解しやすい情報については、動画用コンテンツの作成を検討する。</p>	<p>○ 10月に開催された「みんなのための食品安全勉強会」の動画発信について準備を進めているところ。</p>	<p>○ 引き続き、必要に応じ動画配信に努める。</p>
<p>2 「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発</p> <p>消費者等に、食品の安全に関する科学的な知識を効果的に普及するために、広く一般消費者を対象とした食品の安全に関する科学的な基礎知識についての講座「みんなのための食品安全勉強会」と食品関係事業者や研究者等を対象とした食品健康影響評価について理解を深める講座「精講：食品健康影響評価」に分けて、地方での開催も含め実施する。また、特定の食品による過剰摂取等の恐れがある場合は、情報提供の方法を工夫し、その食品の摂取量が多い層に対し、的確に知識の普及啓発を行う。</p> <p>上記を除く意見交換会については、学校教育関係者を重点対象として実施する。特に、波及効果を高めるため、地方公共団体等が意見交換会を実施しやすい仕組み作り、説明内容の改善、現場で活用しやすい教材の作成・提供等を行う。</p> <p>また、食品の安全性に関する用語集について必要に応じて見直しを行うとともに、学校教育関係者が指導の際に活用できる食品の安全に関する教材（副読本）の作成に着手する。</p> <p>さらに、食の安全ダイヤルを通じて消費者等からの相談や問合せに対応する。食の安全ダイヤルに寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた情報は、リスクの初期情報としてリスク管理機関と共有し、食品の安全性の確保に向けて有効活用を図る。また、重要な質問等については、ホームページやFacebook等を通じて情報提供する。</p>	<p>○ 広く一般消費者を対象とし、食中毒をテーマに、「みんなのための食品安全勉強会」を大阪、東京及び横浜で開催した。その際、理解をより深めるため、参加者を少人数グループに分けてグループ内での意見交換を行うなど新たな取組を行った。</p> <p>○ 栄養教諭、家庭科教諭等の学校教育関係者等を重点対象とし、リスクアナリシス及び食中毒等の関心の高いハザードをテーマに、地方公共団体と共催して意見交換会を開催し、給食だよりの作成演習等を行った。</p> <p>○ 地方公共団体等が実施する意見交換会等へ講師派遣を行った（15回）。</p> <p>○ 食品の安全性に関する用語集について、用語の検索・閲覧を容易にするため、ウェブサイトの用語集ページを整理し、現行の用語集をhtml版としてウェブサイトに掲載した。新規作成及び見直しが必要な用語については、説明文を検討し、順次html版ページへ追加した。</p> <p>○ 食の安全ダイヤルを通じた消費者等からの問合せに対応した。また、必要に応じ、隔週で開催されるリスクミ担当者会議で関係省庁へ情報提供を行った。加えて、消費者の関心が高いと考えられる質問については、Facebookを通じて広く情報提供した。</p> <p>○ 食品の安全に関する教材については、食品健康影響評価技術研究の募集課題として公募を行った。</p>	<p>○ 11月に、食品関係事業者や研究者を対象とし、カンピロバクターのリスクプロフィールをテーマに「精講：食品健康影響評価」を大阪及び東京で開催する。</p> <p>○ 引き続き、地方公共団体と共催して意見交換会の開催に努める。</p> <p>○ 引き続き、新規作成及び見直しが必要な用語について、説明文の検討、用語集ページの更新を行う。</p> <p>○ 引き続き、消費者等からの相談や問合せに適切に対応する。</p> <p>○ 引き続き、採択に向けて審査する。</p>
<p>3 関係機関・団体との連携体制の構築</p> <p>(1) リスク管理機関との連携</p> <p>リスク管理機関と連携し、リスクコミュニケーションをより効果的に実施するため、原則、隔週での関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を行うほか、緊密に情報交換・調整を行う。</p>	<p>○ 消費者庁等の関係省庁と連携し、「夏休み2018 宿題・自由研究大作戦！」に出展し、生活に直結する食品安全についてのミニセミナー等を行った。また、消費者庁と連携し、「子ども霞が関見学デー」に参加・開催した。</p>	<p>○ 11月に、関係省庁と連携して放射性物質をテーマとした意見交換会を開催する。</p> <p>○ 引き続き、消費者庁の総合調整の下、関係省庁と連携して、意見交換会等の取</p>

<p>(2) 地方公共団体との連携</p> <p>地方公共団体の食品安全担当者との間の情報連絡網を最大限活用して、各種の情報や食品安全に係る資料の共有化等を図る。</p> <p>また、リスクコミュニケーション（共催、地方公共団体単独開催）をより効果的に実施すること等を目的として地方公共団体との連絡会議を開催する。</p> <p>(3) マスメディア、消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との連携（円滑に情報交換できる体制の構築）</p> <p>マスメディア、消費者団体、事業者団体、関係職能団体等と、定期的に意見交換を実施し、関係強化を図る。</p> <p>特に、消費者団体、事業者団体及び関係職能団体とは、各団体の要望も踏まえ、共催での意見交換会や講師派遣等を実施する。</p> <p>(4) 学術団体との連携</p> <p>食品の安全性に関する科学的な知識を普及させるためには学術団体との連携が効果的であることから、引き続き、関係する学会での委員会委員による講演等及びブース展示を実施する。実施に当たっては、重点化する学術分野を明確化するとともに、学会での委員会委員による講演等とブース出展を有機的に連動させることにより、学術団体との連携の更なる強化を図る。</p>	<p>○ リスクコミュニケーション担当者連絡会議において、関係府省庁連携リスクコミュニケーションに関する協議や打合せ、各府省庁が開催しているリスクコミュニケーションに関する情報交換等を行った（16回）。</p> <p>○ 地方公共団体のリスクコミュニケーションをより効果的に実施するため、各地方公共団体のリスクコミュニケーションの実態調査を行うとともに、全国食品安全連絡会議（4月20日）を開催して、地方公共団体が実施したリスクコミュニケーションの優良事例の報告及び有効なリスクコミュニケーションにするための意見交換を行った。</p> <p>○ 脂質及びカンピロバクターを中心とした食中毒をテーマに、報道関係者を対象とした意見交換会を行った（2回）。</p> <p>○ 脂質及び食中毒をテーマに、消費者団体との情報交換会を行った（2回）。</p> <p>○ 公益社団法人日本栄養士会や一般財団法人食品産業センターと意見交換を実施し、連携強化を図った。特に、日本栄養士会とは、同会が制定した「栄養の日・栄養週間2018」の後援を行ったほか、同会のウェブサイトを通じて食品安全委員会からの情報提供を実施した。</p> <p>○ 日本栄養改善学会学術総会（9月）及び日本食品微生物学会学術総会（9月）において、委員による講演と併せてブース展示を行った。また、Asian Pacific Prion Symposium 2018（10月）において、事務局職員による講演と併せて、ブース展示を行った。</p>	<p>組に積極的に参加する。</p> <p>○ 引き続き、隔週でのリスクコミュニケーション担当者連絡会議に対応する。</p> <p>○ 引き続き、地方公共団体の担当職員との連携網の活用を図る。</p> <p>○ 11月に、ノロウイルスを中心とした食中毒をテーマに、報道関係者及び消費者団体と見交換会を開催する。</p> <p>○ 引き続き、報道関係者及び消費者団体との関係強化を図る。</p> <p>○ 引き続き、各関係職能団体と意見交換等を実施し、連携強化を図る。</p> <p>○ 11月15日及び16日に日本食品衛生学会学術講演会において、委員による講演と併せて、ブース展示を実施する。</p>
<p>第7 緊急の事態への対処</p> <p>1 緊急事態への対処</p> <p>緊急事態が発生した場合には、「食品安全委員会緊急時対</p>	<p>○ 平成30年4月以降、大規模な緊急事態は発生しなかった。</p>	<p>○ 引き続き、緊急事態が発生した場合に</p>

<p>応指針」(平成17年4月21日委員会決定。以下「指針」という。)等を踏まえ、関係行政機関等との密接な連携の上、危害物質の毒性等の科学的知見について関係省庁及び国民に迅速かつ的確な情報提供を行う等、適切に対応する。</p>		<p>は、指針に従って、迅速かつ的確に情報提供等を行う。</p>
<p>2 緊急事態への対処体制の整備</p> <p>指針等を踏まえ、平時から、緊急時に備えた情報連絡体制の整備や、科学的知見の収集・整理、緊急時対応訓練等を実施することにより、緊急事態への対処体制の強化に努めるとともに、企画等専門調査会において、実際の緊急時対応の結果及び緊急時対応訓練の結果の検証を行い、緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、必要に応じ、指針等の見直しを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急時の情報連絡体制を強化するため、緊急電話連絡網や携帯用の電話連絡カード等の見直しを行うとともに、委員の改選や職員の異動等に合わせて随時更新した。</li> <li>○ 訓練計画及び平成30年度食品安全委員会緊急時対応訓練の骨子(参考5)に基づき、緊急時対応訓練を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第26回企画等専門調査会において、緊急時対応訓練の結果等について検証し、緊急時対応の改善点の検討等を行う。</li> </ul>
<p>3 緊急時対応訓練の実施</p> <p>緊急時対応の取りまとめとなる消費者庁と密に連携し、実際の緊急時を想定した実践的な訓練を、平成30年4月～11月(実務研修)、12月(確認訓練)を目処に行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、担当者の実践的対応能力の向上等を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 担当者の実践的対応能力の向上等を図るため、実務研修を以下のとおり実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対応手順研修(4月)</li> <li>・情報発信研修(11月)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ メディア対応研修を12月に実施する。</li> <li>○ 緊急時対応体制の実効性等を確認するため、消費者庁、厚生労働省及び農林水産省とともに確認訓練を実施する。</li> </ul>
<p>第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用</p> <p>国内外の食品の安全性の確保に関する科学的情報について、国際機関、海外の政府関係機関や学術誌に掲載された論文、食の安全ダイヤル等を通じ、毎日、収集する。</p> <p>収集した情報については、国民やリスク管理機関などのニーズに対応できるような的確な整理及び分析を行い、「食品安全総合情報システム」(委員会のホームページ上の情報検索用データベースシステム)への登録、委員会会合での報告等により、国民に対する情報提供、リスク管理機関等との情報共有を行う。</p> <p>また、ハザード情報の共通化及び省庁間での共有化を推進する。</p> <p>加えて、食品健康影響評価や緊急時の対応等において、専門家等の専門知識の活用を図る観点から、専門情報の提供に協力いただける専門家や関係職能団体等との連絡体制を確保し、情報交換等を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食品の安全性の確保に関する最新情報を整理した上で、リスク管理機関等の関係者に毎日配布した。</li> <li>○ 収集した情報を隔週ごとにを食品安全総合情報システムに登録し、関係者及びホームページを通じて国民に対して情報提供を行った。</li> <li>○ 国立医薬品食品衛生研究所と常時連携し、それぞれが収集した食品安全に関する情報を共有した。</li> <li>○ ハザード情報の共有化及び省庁間での共有化を推進するため、食品リスク情報関係府省担当者会議等を通じて、協議を行った。</li> <li>○ 緊急事態に備え、各専門調査会等の専門委員改選に合わせて、専門委員の連絡先の確認を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、情報の収集、日報の取りまとめ、リスク管理機関等関係者への配布を行う。</li> <li>○ 引き続き、隔週報の作成、食品安全総合情報システムへの登録による情報提供を行う。</li> <li>○ 引き続き、食品安全関係団体への事務局職員の派遣によりリスク評価、委員会活動の説明等を行い、ネットワークの構築を行う。</li> </ul>

	<p>○ 関係職能団体である公益社団法人日本医師会、公益社団法人日本薬剤師会、公益社団法人日本獣医師会、公益社団法人日本栄養士会等に対し季刊誌を配布する等ネットワークの確保に努めた。</p>	<p>○ 引き続き、関係職能団体に対し年誌を配布する等ネットワークの確保に努める。</p>
<p>第9 国際協調の推進</p> <p>(1) 国際会議等への委員及び事務局職員の派遣</p> <p>以下のスケジュールで開催される国際会議等に委員、専門委員及び事務局職員を派遣する。</p> <p>平成30年5月 Prion2018</p> <p>6月 第86回FAO/WHO合同食品添加物専門家会議(JECFA)</p> <p>6月 第25回OECD新規食品・飼料作業部会合同部会</p> <p>8月 米国バイオ規制視察</p> <p>9月 FAO/WHO合同残留農薬専門家会議(JMPR)</p> <p>9月 第3回欧州食品安全機関(EFSA)科学カンファレンス</p> <p>9月 EFSAとの第6回定期会合</p> <p>9月 レギュラトリーサイエンスに関する国際会議(GSRS)2018</p> <p>平成31年3月 米国毒性学会(SOT)</p> <p>また、必要に応じ、このスケジュールのほかに開催されることとなった国際会議等に委員等を派遣する。</p>	<p>○ FAO/WHO合同食品添加物専門家会議(JECFA)及びFAO/WHO合同残留農薬専門家会議(JMPR)に加え、食品の安全性に関する国際会議に、委員、専門委員及び事務局職員を派遣し、各国の専門家との情報・意見交換等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5月 ドイツ連邦リスク評価研究所(BfR)訪問(ドイツ) 福井前食品安全担当大臣のBfR訪問の随行のため事務局職員2名を派遣。</li> <li>・ 5月 Global Food Contact2018及び米国食品医薬品庁(FDA)訪問(米国)(テーマ:器具・容器包装) 情報収集のため事務局職員1名を派遣。</li> <li>・ 5月 6th ESTP International Expert Workshop及びBfR訪問(ドイツ) 情報収集のため委員1名及び事務局職員2名を派遣。</li> <li>・ 5月 Prion2018(スペイン) 情報収集のため委員1名及び事務局職員1名を派遣。</li> <li>・ 5月 Prenatal Programming and Toxicity(PPTox) VI Conference(デンマーク) 情報収集のため委員長1名を派遣。</li> <li>・ 6月 第86回JECFA(スイス)(テーマ:食品添加物) WHOエキスパートとして専門委員2名を派遣。</li> <li>・ 6月 経済開発協力機構(OECD)農薬作業部会(フランス) 意見交換及び情報収集のため事務局職員1名を派遣。</li> <li>・ 6月 OECD新規食品・飼料作業部会及びゲノム編集カンファレンス(フランス) 情報収集のため専門委員1名及び事務局職員2名を派遣。</li> <li>・ 8月~9月 米国バイオテクノロジー視察(米国) 情報収集のため事務局職員2名を派遣。</li> <li>・ 9月 FAO/WHO合同残留農薬専門家会議(JMPR)(ドイツ) WHOエキスパートとして委員1名及び専門委員1名を派遣。</li> <li>・ 9月 欧州食品安全機関(EFSA)との第6回定期会合及びEFSAカンファレンス2018(イタリア) 意見交換及び情報収集のため委員長及び事務局職員6名を派遣。</li> <li>・ 9月 レギュラトリーサイエンスに関する国際会議(GSRS2018)(中国) 情報収集のため委員1名及び事務局職員2名を派遣。</li> <li>・ 9月 第9回発生毒性に関するベルリンワークショップ(ドイツ) 講演及び情報収集のため専門委員1名が出席。</li> <li>・ 10月 台湾食品安全政策及び科学技術国際シンポジウム(台湾)</li> </ul>	<p>○ 国際会議等に委員及び事務局職員を以下のスケジュールで派遣し、各国の専門家との情報・意見交換等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 11月 国際獣疫学会(タイ)</li> <li>・ 12月 FAO研修(東京)</li> <li>・ 3月 米国毒性学会(米国)</li> </ul>

<p>(2) 海外の研究者等の招へい</p> <p>海外の食品安全に係る研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。</p>	<p>講演及び情報収集のため事務局長及び事務局職員1名を派遣。</p>	<p>○ 11月14日にEFSA及びFDAの専門家を招へいし、国際ワークショップ「ヒト健康影響評価の精緻化に向けた評価技術の開発」を開催し、意見交換を行う。</p>
<p>(3) 海外の食品安全機関等との連携強化</p> <p>海外の食品安全機関等との連携強化を図るため、職員の派遣等の人材交流、食品健康影響評価に関する情報交換等を実施する。また、国際共同評価への参画等に努める。委員会と既に協力文書を締結している欧州食品安全機関(EFSA)、豪州・ニュージーランド食品基準機関(FSANZ)、ポルトガル経済食品安全庁(ASAE)、フランス食品環境労働衛生安全庁(ANSES)及びドイツ連邦リスク評価研究所(BfR)と連携強化のための会合を開催するとともに、本年3月に新たに協力文書を締結したデンマーク工科大学(DTU)とも連携強化のための検討を進める。また、必要に応じ、米国食品医薬品庁(FDA)等の他の外国政府機関との情報交換、連携の構築を行う。</p>	<p>○ 5月 FDAとの情報交換(米国)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局職員1名を派遣し、食品用器具・容器包装におけるリスク評価方法等について情報交換を行った。</li> </ul> <p>○ 5月 BfRとの情報交換(ドイツ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福井前食品安全担当大臣の随行のため事務局職員2名を派遣し、食品の安全確保等について意見交換を行った。</li> </ul> <p>○ 5月 BfRとの情報交換(ドイツ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員1名及び事務局職員1名を派遣し、農薬に関する最近のリスク評価手法の情報や農薬に関する最近の毒性評価の動向等について情報交換を行った。</li> </ul> <p>○ 9月 EFSAとの定期会合(イタリア)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長及び事務局職員6名を派遣し、最近の活動状況や今後の連携について意見交換を行った。</li> </ul> <p>○ 10月 インド食品安全基準庁(FSSAI)との協力文書締結</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者庁、厚生労働省及び農林水産省と合同で、食品安全分野における協力覚書を締結した。</li> </ul> <p>○ 上記のほか、外国政府機関との情報交換のために食品中の化学物質の安全性に関するリエゾングループ、食品中の微生物の安全性に関するリエゾングループ、食品中の化学物質のリスク評価手法のリエゾングループ、リスクコミュニケーションに関するリエゾングループに参加し、適宜情報交換を行った。</p>	<p>○ 引き続き、国際共同評価に関し情報収集及び関係各国との調整等を行う。</p> <p>○ 引き続き、左記リエゾングループを通じ情報交換を行う。</p>
<p>(4) 海外への情報発信</p> <p>食品健康影響評価の概要、食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の成果等の英訳を行い、順次英語版ホームページに掲載する。</p> <p>食品安全に関する論文及び食品健康影響評価書の英訳を掲載する英文ジャーナル「Food Safety-The Official</p>	<p>○ 評価が終了した添加物、農薬、動物用医薬品等の食品健康影響評価の概要や評価指針、食品安全委員会運営計画(抜粋)等の英訳を行い、ホームページに掲載を行った。</p>	<p>○ 引き続き、食品健康影響評価の概要や食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の成果等について、順次英語版ホームページに掲載する。</p>

Journal of Food Safety Commission of Japan」を年4  
回程度発行し、国内外に広く情報発信していく。

○ ジャーナルについて、6月にvol. 6 No. 2及び9月にvol. 6 No. 3を科学技術情報発信・  
流通総合システムJ-STAGEに掲載し、食品のリスク評価に携わる専門家による論文、委員会に  
よる評価書の内容等の海外への情報発信を行った。

○ 12月下旬に「Food Safety vol. 6 N  
o. 4」を科学技術情報発信・流通総合シ  
ステムJ-STAGE上に掲載する。

注：月、月日の表記において年を付していない場合は、平成30年の月、日。

# 平成30年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告

## 参考資料

- 参考1 平成31年度予算概算要求及び機構・定員要求の概要について・1
- 参考2 食品健康影響評価の審議状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 参考3 食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の状況・・4
- 参考4 情報発信、意見交換会等の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 参考5 平成30年度食品安全委員会緊急時対応訓練の骨子・・・・・・・・・・20

## 平成 3 1 年度予算要求案及び定員要求案の概要について

平成 3 0 年 1 1 月  
内閣府食品安全委員会事務局

### 1 予算要求案の概要

#### (1) 総額

- ・ 9 9 5 百万円 (平成 3 0 年度予算額 9 6 2 百万円)
- ・ 対前年度予算額比 1 0 3 . 5 %

#### (2) 主要事項 (カッコ内は平成 3 0 年度予算額)

##### ① 新たな課題に対応したリスク評価を行うために必要な評価体制の強化

6 4 7 百万円 (6 4 5 百万円)

食品のリスクに係る新たな課題に対し、より迅速かつ的確なリスク評価を実施するための体制強化を図る。

##### ② リスク評価等に必要な技術研究・調査の推進

2 6 6 百万円 (2 4 3 百万円)

食品科学や分析技術の水準が日々向上し、高度化の一途をたどる中、委員会が取り組むリスク評価の分野は多岐にわたることから、新たな知見が必要となる分野について、リスク評価等を円滑に進めるための技術研究・調査を推進。

##### ③ 情報収集等に関する体制の充実・強化

4 5 百万円 (4 5 百万円)

国内外の危害情報を収集・整理する体制を充実・強化し、食品安全行政をより一層充実・強化するため、国際会議への参加や海外のリスク評価機関等との連携強化等を図る。

#### ④ リスクコミュニケーションの推進

36百万円（29百万円）

リスク評価に国民の意見を反映し、その透明性・公正性を確保するとともに、食品のリスクに関する科学的情報に対する国民の理解の向上に資するため、意見交換会の開催、積極的な情報発信等を実施。

## 2 定員要求案の概要

- ① 農薬再評価制度の導入に対応した評価体制の強化に伴う増
  
- ② 食品用器具・容器包装ポジティブリスト制度の導入に対応した評価体制の強化に伴う増

※別途、定員合理化計画による削減1名

## 食品健康影響評価の審議状況

(平成30年11月9日現在)

区分	要請件数 注1、2)	うち 30年度分	自ら評 価 注3)	合計	評価終了	うち 30年度分	意見 募集中 注4)	審議中 注5)
添加物	276	5	0	276	270	4	1	5
栄養成分添加物	1		0	1	1		0	0
香料	7		0	7	7	7	0	0
農薬	1,194	32	0	1,194	992	35	6	196
うちポジティブリスト関係	525	5	0	525	368	6	2	155
うち清涼飲料水	33		0	33	33		0	0
うち飼料中の残留農薬基準 注6)	57		0	57	34	1	0	23
動物用医薬品	593	13	0	593	570	15	1	22
うちポジティブリスト関係	121		0	121	102	2	0	19
汚染物質等	65		3	68	66		0	2
うち清涼飲料水	52		0	52	51		0	1
器具・容器包装	17	1	0	17	14	1	0	3
微生物・ウイルス	16	1	2	18	18	1	0	0
プリオン	59		14	73	58		0	15
かび毒・自然毒等	9		5	14	13		0	1
遺伝子組換え食品等	292	8	0	292	278	12	2	12
新開発食品	85	1	1	86	86		0	2
肥料・飼料等	263	12	0	263	219	17	2	42
うちポジティブリスト関係	121		0	121	90	5	0	31
薬剤耐性菌 注7)	14	2	0	14	12		0	2
肥飼料・微生物合同 注8)	1(29)		0	1	1(16)		0	0
高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
食品による窒息事故に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
放射性物質の食品健康影響に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
その他	1		1	2	2		0	0
合計	2,889	75	26	2,922	2,610	92	12	302

- (注) 1 リスク管理機関から、評価要請後に取り下げ申請があった場合には、その分を要請件数から減じている。  
 2 評価の過程で新たに審議する必要がある案件が生じた場合には、評価終了時にその案件数を要請件数に加算している。  
 3 自ら評価案件については、「自ら評価」の欄には、実施決定時の件数を記入しているが、「評価終了」の欄では、複数省庁に答申したもの、答申が複数案件となったもの等については、その数を記入しているものもある。また、リスクプロファイル等として評価した場合も、評価終了としている。  
 4 「意見募集中」欄には、意見情報の募集を締め切った後に検討中のものも含む。  
 5 「審議中」欄には、審議継続の案件のほか、今後検討を開始するものを含む。  
 6 「飼料中の残留農薬基準」欄については、ポジティブリスト制度の導入に際して、飼料中の残留基準が設定された農薬についての食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件数である。  
 7 「薬剤耐性菌」欄には、薬剤耐性菌に関するワーキンググループの設置(H27.10.1)後に要請を受けた案件及び評価終了となった案件について記入している。  
 8 平成15年12月8日付で評価要請のあった「飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価」について、( )内に物質数を記入している。

## 食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の状況

- 3 - 1 平成 29 年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果一覧
- 3 - 2 平成 30 年度採択食品健康影響評価技術研究課題
- 3 - 3 平成 30 年度食品安全確保総合調査課題一覧

## 平成29年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果一覧

研究領域	研究課題名	評価点 総合 (20点)	研究の 妥当性 (5点)	目標の 達成度 (5点)	成果の 有用性 (10点)	評価コメント
4 その他	食事由来アクリルアミドばく露量推定方法の開発と妥当性の検討および大規模コホート研究に基づく発がんリスクとの関連に関する研究	14.8	3.9	3.6	7.3	<p>&lt;総合コメント&gt; アクリルアミドの摂取量推定方法を開発し、日本におけるアクリルアミド摂取と主要な癌の発生リスクの研究がなされたことは評価できる。 食物摂取頻度調査票 (FFQ) とヘモグロビン付加体との関係をさらに検討し、今後アクリルアミドの長期摂取の健康影響が明らかになるとよい。</p> <p>&lt;その他&gt; ・食品由来のアクリルアミドの安全性を大規模コホート研究にもとづいて評価する本研究の目標は概ね達成されており、成果は食品の安全性を評価することに有用である。 ・国内でのヘモグロビン付加体の定量が可能となった。 ・個人レベルでの評価を試みる場合には食事調査、特にFFQからは極めて難しく、研究デザインの更なる検討が必要であろう。 ・更なる論文発表を期待したい。</p>
3 新たなリスク評価方法等の確立	経管栄養食品等に含まれるセレン化合物の化学形態に着目したリスク評価及びバイオアベイラビリティに関する研究	15.9	4.4	4.0	7.5	<p>&lt;総合コメント&gt; 本研究によりセレン代謝における腸内細菌叢の関与が明らかになるなど、セレンの栄養学上の有用な情報が得られた。今後、インビトロや実験動物における実験データのヒトへの適用の検討が期待される。</p> <p>&lt;その他&gt; ・腸内細菌叢のどれが関与しているかの解明も今後の研究に期待したい。 ・明解な研究であり、有用性も高いと思われる。 ・経管栄養食品等に含まれるセレン化合物の安全性を評価する本研究の目標は概ね達成されており、成果は食品の安全性を評価することに有用である。</p>

## 平成29年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果一覧

研究領域	研究課題名	評価点 総合 (20点)	研究の 妥当性 (5点)	目標の 達成度 (5点)	成果の 有用性 (10点)	評価コメント
<b>3 新たなリスク評価方法等の確立</b>	インビボ毒性試験成績のデータベース化とそのインシリコ解析・評価への応用に関する研究	15.4	3.9	3.8	7.8	<p>&lt;総合コメント&gt; 有害性評価支援システム（HESS）を補完する毒性データベースが構築できたことは意義がある。今後、データの追加や実用化に向けた食品安全委員会の継続的な取組が望まれる。</p> <p>&lt;その他&gt; ・データのさらなる追加など、作成したデータベースを今後、適切に維持管理していくことでさらに成果につながると思われる。 ・食品健康評価書を利用して、有害性評価支援システム（HESS）の有効性を示したことは、食品中の化学物質の安全性評価に有用になるであろう。 ・インシリコを用いた毒性予測ができるようになると考えられる。また、肝毒性以外の毒性に関するインシリコ解析方法の技術開発についても期待したい。 ・インシリコを用いて予測された毒性を検証するためのインビトロ試験法の検討は目標を達成できていない。</p>
<b>1 危害要因・ばく露実態の評価に必要な科学的知見の集積</b>	食品用ペットボトルから溶出する化学物質の摂取量の推定に関する研究	17.6	4.6	4.5	8.5	<p>&lt;総合コメント&gt; 現在広く使われているペットボトルについて迅速・簡便・高感度・高精度な分析法を確立し、さらに市販品について実態調査まで行い、今まで国内で調査報告のない物質を含む溶出する化学物質の特定及び摂取量を推定するなど目標以上の成果を得られており、高く評価される。</p> <p>&lt;その他&gt; ・溶出成分の分析法の確立や推定ばく露量の算出など多くの成果が得られているので、その論文文化が期待される。 ・食品用ペットボトルから溶出する化学物質について、これまで国内で調査報告のない物質を含め摂取量を推定しようとする本研究は重要である。 ・研究は適切な方法を用いて網羅的に実施された。</p>

## 平成29年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果一覧

研究領域	研究課題名	評価点 総合 (20点)	研究の 妥当性 (5点)	目標の 達成度 (5点)	成果の 有用性 (10点)	評価コメント
2 健康影響発現メカニズムの 解明	有機ヒ素化合物による発がんメカニズムの解明	12.9	3.5	3.1	6.3	<p>&lt;総合コメント&gt; ジメチルアルシン酸 (DMA<sup>V</sup>) にばく露された胎仔雄マウスが成熟後に発がんリスクが高いことなどが示されたことは、妊娠期のDMA<sup>V</sup>ばく露のリスク評価に有用と考えられるが、この結果がヒトに適用できるかはさらなる検討が必要である。</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品中有機ヒ素の消化管内での分解生成物に関する検討結果は、Jurkat細胞使用の是非という疑問は残るが、今後のリスク評価に有用となるであろう。</li> <li>・マウス盲腸内細菌叢とヒト腸内細菌叢におけるアルセノ糖の代謝を比較でき、含硫アルセノ糖の毒性評価ができていたら有用と考えられる。</li> <li>・妊娠期のDMA<sup>V</sup>のばく露量による発がん性の検討は不十分と考える。</li> <li>・学会発表だけではなく、論文として発表されることを期待したい。</li> </ul>
4 その他	血漿マイクロRNAの発現変動を指標とした化学物質の新規毒性評価系の構築・評価研究	12.5	3.4	3.1	6.0	<p>&lt;総合コメント&gt; 本研究は肝臓や腎臓などの臓器障害のバイオマーカーとしての血漿中マイクロRNA (miRNA) を指標とした化学物質の毒性評価系の構築を行い、次世代シーケンサー (NGS) による網羅的解析によって候補miRNAの評価を行うなど、基礎研究としてはその成果が評価されるが、食品健康影響評価に直ちに活用することは難しい。今後の発展が期待される。</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品に由来する化合物の肝毒性、腎毒性、免疫毒性などの毒性を血漿miRNAの発現変動を指標として評価しようとする本研究は新規で挑戦的であり、成果は食品の安全性を評価することに有用である。</li> <li>・目標が達していない項目が多い。</li> <li>・NGSを用いたmiRNAの網羅的解析手法を検討しているが、化学物質を用いた肝障害を誘発する動物モデルでの解析が不十分で、その有用性は判断できない。</li> </ul>

## 平成29年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果一覧

研究領域	研究課題名	評価点 総合 (20点)	研究の 妥当性 (5点)	目標の 達成度 (5点)	成果の 有用性 (10点)	評価コメント
<b>1 危害要因・ばく露実態の評価に必要な科学的知見の集積</b>	食肉由来腸球菌の抗菌性飼料添加物に対する耐性と多剤耐性伝達性プラスミドとの関係についての調査・研究	14.6	3.9	3.5	7.3	<p>&lt;総合コメント&gt; 鶏肉における耐性菌の実態やバシトラシン耐性遺伝子の伝達性についての検討が精力的に進められ、リスク評価につながる研究となった。</p> <p>&lt;その他&gt; ・食品リスクや人の健康リスクの評価に直結する、食品安全委員会の研究にふさわしい研究であり、成果も上がっており、ことに近年課題となっている薬剤耐性（AMR）対策にかかわる有用性が期待される。学会発表だけでなく、論文として発表されることを期待したい。 ・ブレイクポイント値の決定、多剤耐性プラスミドに関する知見の蓄積など、リスク評価のための一定の成果は得られている。 ・サンプリングの情報の取り方などを工夫して調査の信頼性を向上して欲しい。 ・ヒト環境への伝播・拡散リスクの評価という視点での検討やバシトラシン耐性と他の薬剤耐性との関係の解明がなされるとよい。</p>
<b>3 新たなリスク評価方法等の確立</b>	アレルギー物質を含む食品についてのリスク評価方法の確立に関する研究	14.6	4.0	3.5	7.1	<p>&lt;総合コメント&gt; 短い研究期間の中で、社会的に大きな問題となっている食物アレルギーに関し、食品の表示等に関する食品健康影響評価指針案をまとめたことは、研究成果として評価できる。 アレルギーを含む食品のリスク評価方法を確立しようとする本研究の目標は概ね達成されている。</p> <p>&lt;その他&gt; ・ワーキンググループでさらに議論されることを期待したい。 ・リスクの推定に係るフローチャートの最初の出発点のデータとしての有病率、重症度について、良質なデータを得られる方法など、今後検討されたい。</p>

平成 30 年度採択食品健康影響評価技術研究課題

研究項目	研究課題名
1 危害要因・ばく露実態の評価に必要な科学的知見の集積	食物消化過程におけるカンピロバクターの生残特性を基盤とする新たな用量反応モデルの開発
	国内で多発するカンピロバクター食中毒の定量的リスク分析に関する研究
	重篤なアレルギーのリスクとなる果物類アレルギーコンポーネントに関する研究
2 健康影響発現のメカニズムの解明	フモニシンのモディファイド化合物のリスク評価に関する研究
3 新たなリスク評価方法等の確立	毒性評価のための in silico 評価支援ツールの活用法に関する研究
	食品に非意図的に混入する微量化学物質のリスク評価への in silico 評価手法の適用に関する研究
	ベンチマークドース手法の健康影響評価における適用条件の検討
	食品添加物のリスク評価手法に関する研究 -乳児を対象とした評価手法及び毒性試験全般に関する最新の国際動向等を踏まえた提言-

## 平成 30 年度食品安全確保総合調査課題

番号	調査課題名	実施状況
1	麦類及びそば類アレルギーに係る食品表示についての食品健康影響評価のための調査	調査実施中
2	器具・容器包装の規格基準改正（カドミウム）に係る食品健康影響評価のための情報収集	調査実施中
3	ポジティブリスト制度施行に伴い暫定基準の設定された動物用医薬品（ホルモン剤等）に係る食品健康影響評価に関する文献調査	調査実施中
4	遺伝子組換え食品等の安全性評価における構成成分データの評価に関するガイダンス作成のための調査	調査実施中
5	遺伝子組換え食品等の安全性評価における次世代シーケンサーデータの活用に関するガイダンス作成のための調査	調査を実施しない
6	ベンチマークドーズ法に関するガイダンス及び導入支援ソフトウェア等の現状調査	入札公告中

情報発信、意見交換会等の現状  
(「平成30年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について  
(案)」補足資料)

平成30年11月21日  
情報・勧告広報課

[ 内容 ]	ページ
1 リスクコミュニケーションの戦略的な実施 . . . . .	1
2 様々な手段を通じた情報の発信 . . . . .	2
(参考1) ファクトシートの更新 . . . . .	3
3 「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発 . . . . .	4
4 「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発 及び関係機関・団体との連携体制の構築 . . . . .	5
5 関係機関・団体との連携体制の構築 . . . . .	6
6 学術団体との連携 . . . . .	7

# 1. リスクコミュニケーションの戦略的な実施

## 重点テーマ

- ◆デルファイ法により一般消費者の理解が必ずしも十分ではなく、また、専門家に重要であるとされたもの  
⇒ 「リスクアナリシス、食品安全の基本的な考え方」
- ◆カンピロバクター食中毒が減っていないことから、最新の知見をまとめ、「食品健康影響評価のためのリスクプロファイル(鶏肉等における *Campylobacter jejuni/coli*)」を更新(5月)  
⇒ 「一般消費者の関心の高い食中毒(カンピロバクター食中毒)」

## 重点対象

- ◆一般消費者への波及効果を期待  
⇒ 栄養教諭、家庭科教諭等の学校教育関係者

<リスコミの主な実施事項(カンピロバクター)>

- (1) 直接対話による情報提供
  - ・「みんなのための食品安全勉強会」(大阪、東京、横浜)
  - ・「精講」(大阪、東京)
  - ・報道関係者との意見交換会(一部が新聞、ネット記事に反映)
  - ・地方公共団体共催意見交換会(学校関係者等にリーフレットを配布・説明)
  - ・講師派遣依頼対応(全国食肉衛生検査所協議会、学会、自治体による事業者向け研修会等)
- (2) Web掲載
  - ・「鶏肉を安全に調理するために」(リーフレットを掲載し、加熱の徹底と二次汚染防止を注意喚起)
  - ・Facebookによる記事掲載(4回シリーズ)
  - ・日本栄養士会ウェブサイトではリスクプロファイル紹介、リーフレット掲示
- (3) 紙媒体による情報提供
  - ・「鶏肉を安全に調理するために」(リーフレットを各種イベントで配布)
  - ・雑誌寄稿(食品衛生研究、月刊食品工場長、日本野菜ソムリエ協会等)

## 2 様々な手段を通じた情報の発信

- 各種メディアを通じた情報発信については、①今年度から発行した年誌を含めた広報誌等の紙媒体、②ホームページ、Facebook、メールマガジン、ブログ及びYouTubeを通じたネット媒体、③意見交換会等を通じた直接対話により実施。特にFacebookについては、機動的な対応も含めた各種記事の配信に傾注

### ○季刊誌（昨年度まで）

発行月	特集記事	キッズボックス
H29.7	食品中のカフェイン	ジャガイモ
10	フモニシン、ボツリヌス症	ジビエ
H30.1	栄養成分関連添加物に関する食品健康影響評価指針	牛乳
3	無菌充填豆腐	山菜



### ○年誌（今年度から）

発行月	記事
H30.10	委員挨拶、リスク評価、ファクトシート、主な出来事

### ○キッズボックス

発行月	記事
H30.7	食品安全委員会とは
8	カンピロバクター
9	食べ物を安全に食べるための考え方
10	食品添加物

### ○Facebookの記事数・閲覧者数の推移

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年9月末
記事数	157	113	151	190	111
閲覧者数	139,762	411,810	490,246	647,093	282,112

出典：情報・勧告広報課調べ

### ○Facebookの記事の事例

#### <健康被害案件（機動的対応）>

投稿日	投稿記事	閲覧者	いいね	シェア
9/26	仕出し料理を原因とするウェルシュ菌による食中毒が発生しました	2,507	138	29

#### <注意喚起（季節性）>

9/3	知って防ごう！カンピロバクター食中毒（第4回）	2,301	126	19
-----	-------------------------	-------	-----	----

#### <科学的知識の普及>

5/17	食品健康影響評価書を引用した週刊誌記事について	7,013	347	68
------	-------------------------	-------	-----	----

出典：情報・勧告広報課調べ

### ○メールマガジン登録者数

	26年度末	27年度末	28年度末	29年度末	30年9月末
読み物版	377	536	673	746	790
weekly版	9,460	9,593	9,377	9,211	9,174

出典：情報・勧告広報課調べ

- 食品安全委員会では、主に「自ら評価」の案件候補を選定する過程で、評価案件に至らなかったもののうち、現状の科学的知見を整理して情報発信すべきとされたものについて、ファクトシートを作成し、これを公表
- 平成30年度においては、既存のファクトシートについて、健康被害が発生している（毎年発生する食中毒等）かなどを基に優先順位をつけつつ、最新の科学的知見を整理し計画的に更新作業を進め、鹿慢性消耗性疾患（CWD）及びウエルシュ菌のファクトシートを更新

## 【主なファクトシート】

- ・ 鹿慢性消耗性疾患（CWD）
- ・ ウエルシュ菌
- ・ アニサキス症
- ・ ボツリヌス症
- ・ A型肝炎
- ・ 食品中のカフェイン
- ・ カンピロバクター
- ・ 麻痺性貝毒
- ・ ジビエを介した人獣共通感染症
- ・ ラップフィルムから溶出する物質
- ・ ヒスタミン

ほか

※ 赤字が追加又は修正したもの

The image shows a document titled 'Fact Sheet: Chronic Wasting Disease (CWD) (Summary)' from the Food Safety Commission of Japan. The document is dated October 24, 2017 (Heisei 29), and last updated on April 17, 2018 (Heisei 30). It contains two main sections: 1. Definition of CWD, and 2. Occurrence status. Section 1 defines CWD as a transmissible spongiform encephalopathy (TSE) affecting cervids, listing species like American elk, European elk, musk deer, roe deer, and Japanese deer. It notes that while CWD prions can infect humans, no cases have been confirmed in Japan as of March 2018. Section 2 states that CWD has been confirmed in the US, Canada, South Korea, Norway, and Finland. It provides a historical overview, mentioning the first report in the US in 1967 and the start of surveillance in 1997, with 24 states reporting cases by 2017. It also notes the first report in Canada in 1996.

### 3 「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発

- 広く一般消費者を対象とした食品の安全に関する科学的な基礎知識についての講座「みんなのための食品安全勉強会」を開催。食品関係事業者や研究者を対象に、カンピロバクターのリスクプロファイルをテーマに「精講：食品健康影響評価」を11月に大阪及び東京で開催（予定も含む。）
- これらは、YouTubeで動画を配信予定

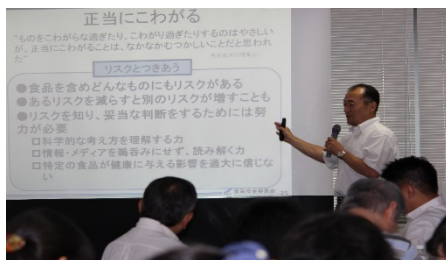
#### ○「みんなのための食品安全勉強会」

開催日	開催地	内容
7/13	大阪府	・ 食べものと微生物 (講師：食品安全委員会事務局 小平 均 次長)
10/10	東京都	・ 知って防ごう食中毒 (講師：食品安全委員会 山本 茂貴 委員)
10/17	神奈川県	

#### ○「精講：食品健康影響評価」

開催日	開催地	内容
11/16	大阪府	・ 鶏肉等におけるカンピロバクター・ジュジュニ/コリについて
11/22	東京都	(講師：食品安全委員会 山本 茂貴 委員)

16



#### ○YouTube の配信

「みんなのための食品安全勉強会」（10月）と「精講」（11月）のYouTube配信を準備中



#### ○「みんなのための食品安全勉強会」の主な意見等

- ・ リスクとハザードの関係が理解できた。
- ・ 食中毒について基本的なことがわかった
- ・ カンピロバクターについてよく理解できた。
- ・ 例を挙げての説明がわかりやすかった。
- ・ グループでの話し合いが参考になった。
- ・ 質疑応答にもっと時間をとるべき。

#### 4 「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発及び関係機関・団体との連携体制の構築

- 学校教育関係者（重点対象）との意見交換会は、地方公共団体との共催による研修として実施
- 学校教育関係者以外についても、地方公共団体等からの要望に応じた講師派遣を実施
- 関係府省庁と連携し、意見交換会等を実施

##### ○学校教育関係者との意見交換会（地方公共団体と共催）

開催日	共催先	内容	対象者
7/17	栃木県	食品添加物、リスクアナリシス	学校教育関係者
7/31	松山市	食中毒、リスクアナリシス	
8/20	名古屋市	食中毒、リスクアナリシス	
8/21	大阪府	食中毒、リスクアナリシス	
10/11	那覇市	食中毒、リスクアナリシス	
10/19	京都府	カフェイン、リスクアナリシス	
11/28	岡山県	食中毒、リスクアナリシス	

##### ○意見交換会等（関係省庁と連携）

開催日	開催場所	内容	対象者
7/27	東京都	夏休み2018宿題・自由研究大作戦！ 「知ろう！考えよう！親子で学ぶ、食品中の放射性物質」	児童
8/2	東京都	子ども霞が関見学デー「食品と生活の安全について学ぼう！」	児童
8/3	大阪府	夏休み2018宿題・自由研究大作戦！ 「知ろう！考えよう！親子で学ぶ、食品中の放射性物質」	児童
8/9	宮城県		
11/12	東京都	食品に関するリスクコミュニケーション 「食品中の放射性物質を巡る震災からの歩みーこれまでを知り、明日の消費行動を考えるー」	一般消費者
11/15	静岡県		
11/22	大阪府		
11/28	沖縄県		

##### 17 ○講師派遣

開催日	派遣先	内容	対象者
6/20	神奈川県	食品安全と食品添加物	一般消費者
7/25	富山県	食品安全について	一般消費者
10/24	大阪府	健康食品について	一般消費者
11/8	中央区	鶏肉を安全に食べていただくために	事業者

※地方公共団体に派遣した4件のみ掲載。地方公共団体以外も含めると15件。

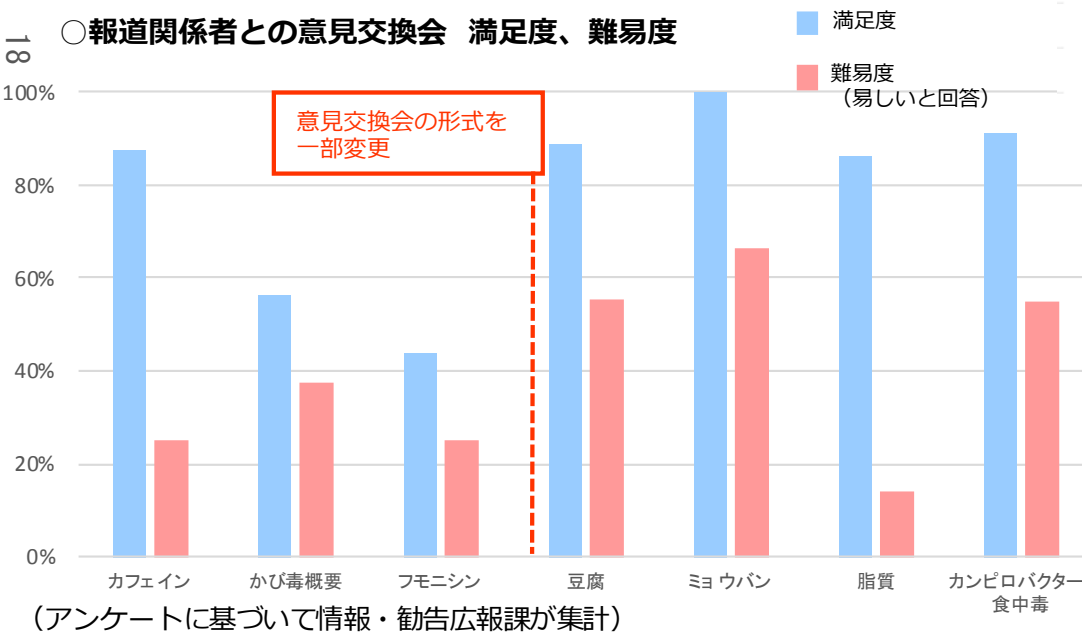
# 5 関係機関・団体との連携体制の構築

- マスコミ関係者に対する食品安全に係る知識の普及活動は、「報道関係者との意見交換会」により対応。平成30年度は、社会的影響を考慮してテーマと開催時期を設定。
- 関係職能団体との連携強化を図る観点から、(公社)日本栄養士会や(一財)食品産業センターと意見交換を実施。例えば、日本栄養士会については、食品安全委員会からの講師派遣対応、消費者向け勉強会の案内情報を団体ウェブサイトを通じて提供

## ○報道関係者との意見交換会 開催実績 (直近5回)

開催月	テーマ
H29. 5	カフェイン
11	フモニシン
H30. 3	無菌充填豆腐とミョウバン
5	脂質
7	カンピロバクターを中心とした食中毒

## ○報道関係者との意見交換会 満足度、難易度



## ○日本栄養士会ウェブサイトでの情報提供

【食品安全委員会】カンピロバクター食中毒の注意喚起

2018/10/01

### ニュースのポイント

- 調理段階における注意点をまとめた啓発資料「鶏肉を安全に調理するために～カンピロバクター食中毒を防ぐ～」を公表
- 平成29(2017)年度の食中毒統計によると、カンピロバクター食中毒は発生件数が最多。原因食品のほとんどは鶏肉、鶏内臓で、過半数発生している
- 食品安全委員会は本年5月、国内外の知見を収集し、問題点を抽出するとともに、求められるリスク評価と今後の課題を整理したリスクプロファイルを公表した



## ○食品産業センターとの意見交換会を実施

開催日	テーマ
10/29	食品について科学的根拠なく不安を抱かせる報道への対応について意見交換
	↓
	流通事業者向けに、食安委と食産センターが、食品の安全に関する科学的知識の情報提供について連携して意見交換会を開催できないか検討中。

## 6 学術団体との連携

- 学術関係者との一層の連携強化を図るため、平成29年度から、
  - ① ブース展示をする学会においては、食品安全委員会の委員の講演やポスター発表をセットで実施するとともに、
  - ② 学会の参加者が食品安全委員会のブース展示に興味を持てるよう、一律の展示内容ではなく、学会ごとの専門性に合わせた展示を実施

### ○平成30年度 学会へのブース展示等状況

学会名	委員等の講演	展示状況
日本栄養改善学会学術総会 (9/4,5)	佐藤委員長 講演「塩と健康をめぐる」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加熱時に生じるアクリルアミドや、食品中のヒ素についての評価書を展示。</li> <li>・「食品安全」特集号（キッズボックス総集編）、「食べものについて知っておきたいこと」（メールマガジン読み物版総集編）等の読みやすい冊子を中心に配布。</li> </ul>
日本食品微生物学会学術総会 (9/27,28)	山本委員 講演「食品健康影響評価のためのリスクプロファイル～鶏肉等における <i>Campylobacter jejuni/coli</i> ～」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食中毒関連の評価書を中心に展示。</li> <li>・カンピロバクターのリスクプロファイルは、全体版を設置すると共に概要版を配布。</li> </ul>
Asian Pacific Prion Symposium (10/4, 5)	事務局職員 講演「FSCJ's Fact Sheet on CWD」（食品安全委員会のCWDに関するファクトシートについて）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プリオン評価書、CWDのファクトシートを設置。</li> <li>・英文ジャーナル「Food Safety」を中心に配布。</li> </ul>
日本食品衛生学会学術講演会 (11/15,16)	佐藤委員長 講演「食品安全委員会における新しい食品健康影響評価の流れ」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書「新たな時代に対応した評価技術の検討 -BMD法の更なる活用に向けて-」等を設置。</li> <li>・カンピロバクターのリスクプロファイルは、全体版を設置すると共に概要版を配布。</li> </ul>



日本栄養改善学会学術総会



日本食品微生物学会



Asian Pacific Prion Symposium 2018

平成30年度食品安全委員会緊急時対応訓練の骨子

食品安全に係る緊急時対応を、関係府省と協力しつつ迅速かつ確実に行えるよう、以下の訓練を実施する。

重点課題	関係府省と連携した迅速かつ確実な初動対応を実施するための組織能力の強化				
形式	実務研修 (研修・講習会等)			確認訓練 (シナリオ非提示の実動訓練)	
目的	緊急時における対応手順を理解し、迅速な対応につなげる。	夜間・休日でも緊急時対応が可能な体制を整備する。	緊急時における国民への情報提供を、メディア等の協力を得ながら分かりやすく正確に、かつ迅速に行うための知識や技能を養う。	緊急時における組織全体の対応手順を確認し、組織全体の対応能力の向上を図るとともに、実務研修等によって習得した技術・知識のレベルを確認する。	
訓練名称	緊急時対応手順研修	情報発信研修	メディア対応研修		確認訓練
			基礎講義	実践研修	
対象者	新任者を中心とした事務局職員	新任者を中心とした係長級の事務局職員	委員及び事務局職員	事務局職員	委員及び関係事務局職員
実施内容	・「緊急時対応手順のポイント」の内容に係る講義を行い、今後の研修及び訓練に備える（「新規着任者研修」の一講座に位置付ける）。	・緊急時における対応も見据えつつ、初動対応として委員会ホームページへの情報掲載方法に係る研修を行う。	・メディア関係者から、緊急時における対応も見据えつつ、メディアの特徴、食品安全委員会に求められる正確で分かりやすい情報提供の在り方等について講義を受ける。	・メディア関係者向けの資料（Facebookの投稿記事等）を各自で作成する研修を行う。 ・メディア関係者、消費者団体等から講評・助言を受ける。	・消費者庁主導の下、実践的なシナリオ（非提示）で、関係府省庁合同の実動訓練を行う。
実施時期	4月（異動の状況を踏まえ、適宜実施）	6月～9月（随時）	10月頃	11月頃	12月上旬
所要時間	0.5時間	1時間/回	1.5時間	2時間	1日（業務時間内）

## 平成30年度における企画等専門調査会調査審議スケジュール

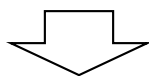
月	調査審議事項
6月	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 平成29年度食品安全委員会運営状況報告書について</li><li>○ 平成30年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件選定の進め方について</li><li>○ 平成30年度食品安全委員会緊急時対応訓練骨子について</li></ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 平成30年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について</li><li>○ 平成30年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について</li></ul>
平成31年1月	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 平成31年度食品安全委員会運営計画について</li><li>○ 平成30年度食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補の選定について</li><li>○ 平成30年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果、平成31年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画等について</li></ul>

## 平成30年度における「自ら評価」案件の選定スケジュール

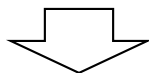
月	事 項
平成30年6月	○ 企画等専門調査会における審議 ・「自ら評価」案件選定の進め方について
7月	○ ホームページ等による一般からの意見募集の実施 ○ 専門調査会等からの意見、ホームページ等により募集した一般からの意見、要望書等の整理
8月～10月	○ 事務局による「自ら評価」の案件候補の整理
11月	○ 企画等専門調査会における審議（第1回絞込み） ・前年度までの「自ら評価」のフォローアップ ・「自ら評価」の案件候補について議論
平成31年1月	○ 企画等専門調査会における審議（第2回絞込み） ・「自ら評価」の案件候補の決定
2月	○ 食品安全委員会における審議 ・「自ら評価」の案件候補について議論 ・その他の案件の取扱い（情報提供など）を決定 ○ 意見・情報の募集
3月	○ 食品安全委員会における審議 ・意見・情報の募集の結果を踏まえ、「自ら評価」案件を決定

## 平成31年度新規研究課題決定までのスケジュール

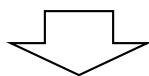
平成31年度に優先的に実施すべき研究課題の決定  
(平成30年9月)



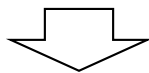
研究課題の募集  
(平成30年10月)



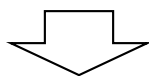
書面審査  
(平成30年11月～12月)



ヒアリング審査  
(平成31年1月)



研究課題候補の選定及び調査対象課題との調整  
(平成31年1月～2月)

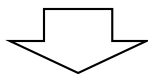


新規研究課題の食品安全委員会決定  
(平成31年3月)

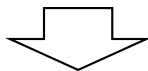
## 平成30年度の研究事業評価実施スケジュール

〔平成29年度に終了した課題の事後評価〕

事後評価の実施（平成30年7月）



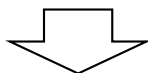
食品安全委員会への報告（平成30年9月）



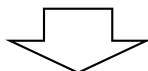
研究成果発表会（平成30年10月）

〔平成30年度に実施する課題の中間評価〕

研究成果報告書（中間報告書）の提出期限  
（平成30年11月）



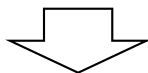
中間評価の実施（平成31年1月）



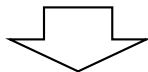
食品安全委員会決定（平成31年3月）

## 平成31年度に実施する調査課題の選定

平成31年度に優先的に実施すべき調査課題の決定  
(平成30年9月)



実施課題案の選定及び研究課題との調整  
(平成31年1月～2月)



食品安全委員会決定  
(平成31年3月)